

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
アピアランスケア用品購入費補助金申請	アピアランスケア用品購入費補助金の申請。(対象者が未成年の時のみ) 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。	○			健康増進課 0564-23-6639
岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業申請	岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業の申請。(対象者が未成年の時のみ) 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。	○			健康増進課 0564-23-6639
母子健康手帳の交付	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方を妊婦の夫(パートナー)として取扱う。妊婦が来庁できない場合の代理申請可とする。	○			家庭児童課 0564-23-7683
こども発達センター有料施設の利用	こども発達センター有料施設利用料の減免適用。 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者について、パートナーシップを婚姻関係に準ずるとみなし、ファミリーシップにある方は家族関係にあるものとして扱う。		○	こども発達センター有料施設の利用料を半額に減免できる対象は、「障がい児・者及びその家族」としている。	こども発達相談センター 0564-23-7534
市民病院での入院面会・診療説明	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を親族として取り扱うこととし、入院面会、診療説明を可とする。	○			岡崎市民病院 (代) 0564-21-8111

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
診療・リハビリテーション等医療行為全般に関する同意	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を婚姻関係もしくは養育者にかかわるものとして扱い、診療・リハビリテーション等医療行為全般に関する説明と同意を受付		○		こども発達医療センター (代) 0564-23-7624
水道の使用証明書・納付証明書の交付	受理証明書の提示によって、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を契約者の親族として取扱うこととし、申請に伴う委任状は不要として、水道の使用証明書・納付証明書を交付する。	○		同居している必要有り	サービス課 0564-23-6350
納付書の再発行	受理証明書の提示によって、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を契約者の親族として取扱うこととし、納付書の再発行を行う。	○		同居している必要有り	サービス課 0564-23-6350